

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和3年（2021年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故31件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成31年3月14日 札幌市中央区 株式会社トヨタレンタリース札幌	平成31年1月17日、札幌市豊平区月寒東1条20丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	517,528円
2	令和2年10月17日 札幌市東区在住者	令和2年9月30日、札幌市北区篠路4条7丁目において、本市の資材運搬用自動車が駐車中の相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したもの	237,489円
3	令和2年10月23日 札幌市北区在住者	令和2年7月18日、札幌市北区あいの里3条7丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の污水管を損傷したもの	58,300円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	令和2年10月24日 札幌市北区在住者	令和2年8月20日、札幌市東区北37条東25丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路から露出した雨水 ^{ます} 樹の蓋により損傷したものの	53,807円
5	令和2年10月27日 札幌市北区在住者	令和2年9月19日、札幌市北区北21条西13丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹の実の落下により損傷したものの	86,000円
6	令和2年11月2日 石狩郡当別町在住者	令和2年8月27日、札幌市中央区北1条西17丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの	254,803円
7	令和2年11月3日 札幌市白石区在住者	令和2年9月2日、札幌市白石区東札幌2条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	30,836円
8	令和2年11月7日 市外在住者	本市の職員が相手方の個人情報 ^{えい} が記載された書類を誤って第三者に送付したことにより、相手方の個人情報を漏洩したものの	200,000円
9	令和2年11月16日 札幌市手稲区在住者	令和2年9月17日、札幌市手稲区手稲本町3条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の段差により損傷したものの	8,723円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
10	令和2年11月18日 札幌市豊平区在住者	令和2年2月19日、札幌市中央区宮ヶ丘において、動物園内を走行中の本市の業務用の自動車の前に飛び出した相手方の子が、当該自動車に接触し、負傷したものの	37,050円
11	令和2年11月20日 札幌市豊平区在住者	令和2年9月21日、札幌市豊平区福住2条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの（番号14及び15と同一の事故）	166,877円
12	令和2年11月23日 札幌市東区在住者	令和2年8月19日、札幌市北区新琴似12条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路の雨水 ^{ます} 樹と当該道路の接続部に生じた段差により損傷したものの	68,310円
13	令和2年11月24日 札幌市中央区在住者	令和2年8月11日、札幌市南区南沢4条3丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中にごみステーション管理器材により誤って停車中の相手方の自動車を損傷したものの	418,220円
14	令和2年11月25日 札幌市南区在住者	令和2年9月21日、札幌市豊平区福住2条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの（番号11及び15と同一の事故）	92,048円
15	令和2年11月25日 江別市在住者	令和2年9月21日、札幌市豊平区福住2条4丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの（番号11及び14と同一の事故）	154,311円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
16	令和2年12月2日 札幌市東区在住者	令和2年11月8日、札幌市東区東苗穂8条2丁目において、本市が管理する道路から自宅の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路の縁石から露出した鉄筋により損傷したものの	10,000円
17	令和2年12月3日 札幌市中央区在住者	令和元年8月31日、札幌市南区南34条西8丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の段差により損傷したものの	102,516円
18	令和2年12月5日 札幌市北区在住者	令和2年10月20日、札幌市北区篠路2条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自転車が、当該道路の破損した縁石により損傷したものの	4,730円
19	令和2年12月6日 札幌市豊平区在住者	令和2年10月3日、札幌市豊平区豊平6条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	260,482円
20	令和2年12月6日 札幌市中央区在住者	令和2年11月7日、札幌市手稲区手稲本町6条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したものの	10,852円
21	令和2年12月16日 札幌市西区在住者	令和2年9月24日、札幌市西区西野2条5丁目において、走行中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したものの	39,930円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
22	令和2年12月23日 札幌市手稲区在住者	令和2年9月1日、札幌市北区新川西2条7丁目において、本市が管理する緑地の樹木の枝が、駐車中の相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したもの	360,470円
23	令和2年12月24日 札幌市豊平区 有限会社アルズプランニング	令和2年10月7日、札幌市西区二十四軒4条4丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方が管理するアパートの窓ガラスを損傷したもの	82,500円
24	令和2年12月25日 札幌市西区在住者	令和2年11月20日、札幌市北区北27条西16丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、当該道路から外れたグレーチングにより損傷したもの	122,963円
25	令和2年12月27日 札幌市北区在住者 (番号26と同一の相手方)	平成30年11月20日、札幌市北区あいの里3条1丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の污水管を損傷したもの	43,200円
26	令和2年12月27日 札幌市北区在住者 (番号25と同一の相手方)	令和2年10月7日、札幌市北区あいの里3条1丁目において、本市が管理する街路樹の根が、相手方の敷地内に越境し、当該敷地内の污水管を損傷したもの	169,400円
27	令和2年12月30日 札幌市東区在住者	令和2年11月10日、札幌市東区北19条東12丁目において、相手方の段差スロープが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> が乗り上げたことにより損傷したもの	3,388円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
28	令和3年1月6日 札幌市北区 社会福祉法人幌北学園	令和2年9月23日、札幌市西区西野4条7丁目において、相手方の塀が、本市の消防車両の接触により損傷したもの	132,000円
29	令和3年1月7日 札幌市北区在住者	令和2年11月3日、札幌市北区篠路3条2丁目において、相手方の家屋が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	47,300円
30	令和3年1月14日 札幌市北区在住者	令和2年12月5日、札幌市西区山の手において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の跳ね上がったグレーチングにより損傷したもの	455,059円
31	令和3年1月18日 札幌市東区在住者	令和2年12月16日、札幌市北区新琴似4条11丁目において、市立中学校の敷地内に駐車中の相手方の自動車が、当該敷地の除雪作業中に飛散した小石により損傷したもの	223,647円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	令和2年12月22日 札幌市豊平区在住者	令和2年11月7日、札幌市豊平区月寒中央通7丁目において、本市の救急車両と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、246,874円を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、建物明渡請求事件1件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
1	令和2年10月30日 札幌地方裁判所 令和2年(ワ)第1738号 建物明渡請求事件	厚別区ひばりが 丘団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、本件建物についての賃貸借契約が、令和2年10月30日合意により終了したことを確認する。</p> <p>(2) 本市と相手方は、相手方の本市に対する本件建物の明渡しが、令和2年10月29日をもって完了したことを相互に確認する。</p> <p>(3) 相手方は、本市に対し、本件解決金として、4,181,760円を次のとおり分割して支払う。</p> <p>ア 令和2年11月6日限り 1,650,000円</p> <p>イ 令和2年11月から令和8年1月まで毎月末日限り 4万円ずつ</p> <p>ウ 令和8年2月限り 11,760円</p> <p>(4) 相手方が(3)アの支払を怠ったとき、又は(3)イの分割支払を怠ってその額が8万円に達したときは、相手方は、同号の金員の残額を直ちに支払う。</p> <p>(5) 本市と相手方は、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>